

様式第1号（第3条関係）

豊田市一般廃棄物処理施設利用許可申請書兼許可書  
利用変更

令和 年 月 日

豊田市長 様

申請者 住 所  
氏 名（法人等にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

豊田市一般廃棄物処理施設条例第4条第1項  
豊田市一般廃棄物処理施設管理規則第4条第1項 の規定により、処理施設の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

記入上の注意

- 備考欄は、利用変更の場合に変更した事項を記入してください。
- のところは、該当するものにレ印を付けてください。

利用施設	<input type="checkbox"/> 渡刈クリーンセンター <input type="checkbox"/> 藤岡プラント <input type="checkbox"/> 緑のリサイクルセンター <input type="checkbox"/> グリーン・クリーンふじの丘	
搬入物		
廃棄物発生場所	住所（申請者と異なる場合のみ記入）	
	氏名（申請者と異なる場合のみ記入）	
搬入車両	車両番号	車 種
備 考		

申請のあった処理施設の利用又は利用変更について、次のとおり許可します。

1 許可期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
2 一般廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 家庭系 <input type="checkbox"/> 事業系
3 許可条件	一般廃棄物のうち、上記申請のものに限る。 リサイクルできるものはリサイクルすること。
4 許可番号	令和 年 月 日 第 号 豊田市長

## 教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊田市長に対して審査請求をすることができます。  
なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。  
なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。